

# 生物多様性条約と名古屋議定書採択までの流れ

## 生物多様性条約 CBD: Convention on Biological Diversity (1992年採択)

経緯: 1992年 5月 採択(同年6月 日本が署名)  
1993年12月 条約発効(※日本は1993年5月に締結)

締約国: 196の国・地域(EUを含む、米国は未締結)(2016年3月現在)

条約の3つの目的:

①生物の多様性の保全

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

ABS ※

条約第15条の主な内容:  
(遺伝資源の取得の機会)

遺伝資源に関する保有国の主権的権利の規定  
遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定  
遺伝資源を取得するには、相手国からの事前同意の取得を規定

※ ABS : Access to Genetic Resources and Benefit Sharing

## ボンガイドライン (2002年採択)

経緯: 2002年4月 COP6において採択

内容: ABSに関する国際的なガイドラインであり、遺伝資源へのアクセスとその利用から得られた利益を公正かつ衡平に配分するための、基本概念や推奨されるプロセスなどが記載されているが、法的な拘束力はない。

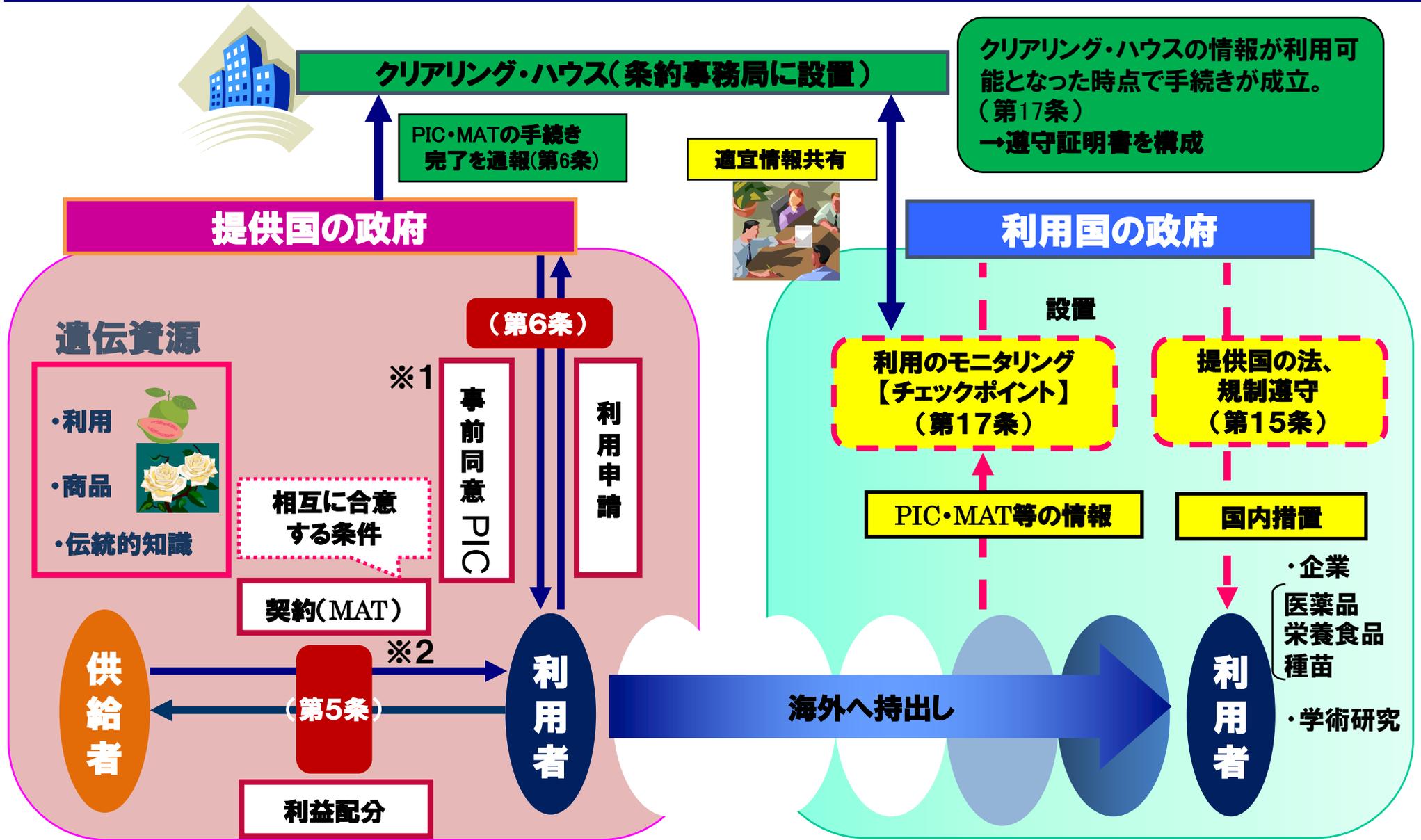
## 名古屋議定書 (2010年採択)

経緯: 2010年10月 COP10において採択

2014年10月 COP12において発効 (※日本は未批准)

内容: ABSに関する国際的なルールを適正に実施するための措置を規定した。

# 名古屋議定書発効・批准後の遺伝資源の取扱いイメージ



※1 PIC: Prior informed Consent  
 ※2 MAT: Mutually Agreed Terms

緑色は発効後、開始した事項

黄色は批准後、変化する事項